

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和3年11月29日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和3年10月18日午前10時40分頃、日立市□□□町□丁目□番地先市道3835号路上において、職員が草刈り機による除草作業中に小石を跳ね上げ、日立市□□□町□丁目□□番□□号□□□□氏の使用する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 1 1 2 , 0 3 5 円